

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **所得に応じて保険税を減額**

・対象収入は、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかです。

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、申請書・計算書及び収入を証明する書類等が必要となります。

- **保険税の減免額**は、**減免対象保険税額** ($A \times B/C$) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料(税)額 ($A \times B/C$)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業の廃止等の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

(注) 給与収入のみであり、会社都合等による退職で、ハローワークより雇用保険受給資格者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当した人につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となりますので、上記の新型コロナウイルス感染症による減免の対象者にはなりません。非自発的失業の申告がお済でない方は、申請してください。

ご不明な点については、**住民税務課 税務係** にお問い合わせください。

問合せ先 ○住民税務課 税務係 電話：82-2113 (直通)